

## 事故調査費用保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
医療事故調査費用保険	保険期間中に発生した医療事故について、被保険者が医療法に規定される医療事故調査費用を負担することによって被る損害に対して、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。	<p>①死体の解剖または死亡時画像診断を実施するために、被保険者以外の者に対して支払った費用または被保険者が負担した費用</p> <p>②死体の解剖または死亡時画像診断を実施する際に、遺体の搬送または保管を被保険者以外の者に委託した場合に、その委託先に対して支払ったこれらの費用</p> <p>③院内事故調査に参加する外部委員に対して支払った謝金または交通費</p> <p>④医療事故調査等支援団体に、医療事故調査に必要な支援を求める場合に、その団体に対して支払った費用。ただし、1事故につき20万円を限度とします。</p> <p>⑤医療事故調査・支援センターに報告した事案につき、院内の医療事故調査の実施にあたり被保険者が負担した費用。1事故につき、15万円とします。</p> <p>⑥①から⑤までのほか、医療事故調査を行うために被保険者以外の者に対して支払った費用であって、引受保険会社が妥当と認めたもの。ただし、医療事故が発生した病院等に雇用されている者またはその病院等から定期的に報酬が支払われている者に対する給与または報酬等は含みません。</p>	<p>この保険では、次の事由に起因する損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①美容を唯一の目的とする医療行為</p> <p>②所定の免許を有しない者が遂行した医療行為。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為を除きます。</p> <p>③保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下同様とします）が法令に違反することを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます）</p> <p>④医療事故調査の対象となる死亡、死産またはその他の身体の障害</p> <p>⑤保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人が保険契約締結時に医療事故の原因となる事由が生じていることを知っていた場合は、その医療事故</p> <p>⑥次の費用を支出することによって被る被害</p> <p>(ア)この保険契約と同種の損害保険契約の保険料</p> <p>(イ)金利その他資金調達に関する費用</p> <p>(ウ)医療設備の購入代金、研修への参加費用など医療事故の再発防止のための措置を被保険者が講じたことにより支出する費用</p>

## 現金・小切手運送保険

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
現金・小切手運送保険	<p>(1)日本国内における「輸送中」または「保管中」の「保険の対象」につき盗難・滅失その他すべての偶然な事故により被保険者が被った財産上の直接損害に対して、保険金をお支払います。</p> <p>(2)次の費用の損害に対して保険金をお支払います。</p> <p>①公示催告および除権決定の手続きに要した費用</p> <p>②保険契約者または被保険者により合理的に支出された損害防止費用および救助料</p> <p>③遺失物法に基づき、引受保険会社の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者票記載の支払限度額の20%をもって限度とします</p> <p>④再作成された場合は、それに要した費用</p>	<p>①損害保険金（貨物の損害に対する保険金） 被保険者が被る財産上の直接損害に対して支払う保険金</p> <p>②損害防止費用 ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用。</p> <p>③請求権の保全・行使手続費用 請求権の保全または行使に必要な手続きをするために必要とした費用</p> <p>④救助料 ご契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬</p> <p>⑤継搬費用 貨物または輸送用具にこの保険でお支払いの対象となる事故が発生した場合に、貨物を加入者票記載の仕向地へ輸送するために要した費用（ただし、運送人が負担すべき費用、通常でも発生する費用、被保険者が任意に支払う費用は除きます）</p> <p>⑥共同海損分担額 運送契約に定めた法令、ヨーク・アントワープ規則、もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損精算書によって、被保険者が支払うべき分担額</p> <p>⑦公示催告・除権決定等の手続きに要した費用 公示催告および除権決定の手続きに要した費用（異議申立提供金を含みます）</p> <p>⑧遺失物法に基づく報労金 遺失物法に基づき、引受保険会社の同意を得て拾得者に支払った報労金。ただし、加入者票に記載される支払限度額の20%が限度となります。</p> <p>⑨再発行費用 小切手類の再発行に要した費用</p>	<p>次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いません。</p> <p>①「保管中」に生じた紛失・その他原因不明の数量の不足</p> <p>②携行中の置き忘れまたは紛失</p> <p>③「取引相手」による詐欺</p> <p>④帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違い</p> <p>⑤「保険の対象」の偽造、変造、模造または質造</p> <p>⑥債権の回収不能、不渡りその他の信用危険または市場価値の下落</p> <p>⑦身代金の支払い</p> <p>⑧恐喝</p> <p>⑨保険契約者、被保険者または金融機関を含むすべての第三者が使用するコンピュータシステムおよび機器（ATM等のオンライン端末機を含みます。）の操作（通信回線を利用した間接的な操作を含みます）</p> <p>⑩サイバー攻撃によって生じた損害（保険契約者および被保険者が事業者である場合に限り適用します。）</p>

# ご注意事項

(下記の事項は経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTには適用されません。経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTのご注意事項は別途専用パンフレットをご参照下さい。)

## ◆ご加入の際のご注意

1.告知義務:加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務がございます。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできることがございます。

2.通知義務:

■医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することができます。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。

■産業医等活動保険、介護サービス事業者賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療機関向け役員賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険の場合

ご加入後に加入依頼書等に★が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

■医療事故調査費用保険、現金・小切手運送保険の場合

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。

■医療施設機械補償保険の場合

ご加入の後、次の事実が発生することが判明した場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡をいただく義務がございます。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することができます。

○保険の対象の用途または仕様を変更すること。  
○上記のほか、加入依頼書の記載事項のうち☆が付された事項に変更を生じせる事実が発生すること。

3.他の保険契約等がある場合:この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いいたします。

・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約の加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。  
・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約の加入内容に基づいて保険金をお支払いいたします。

ただし、医療施設機械補償保険の場合、他の保険契約等の内容によっては、上記の支払い方法と異なる場合がございます。詳細は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

4.補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額などをご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

5.引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返り金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常に使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返り金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

6.医療施設機械補償保険について、質権を設定される場合は、引受保険会社まで個別にご相談ください。

7.取扱代理店は保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがいまして、取扱代理店と締結された契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

8.本契約は一般社団法人 全日病厚生会を保険契約者とし、一般社団法人 全日病厚生会員等を被保険者とする医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款)、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け役員賠償責任保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、一般社団法人 全日病厚生会が有します。現金・小切手運送保険は全日病厚生会員を契約者とします。

9.本契約の保険期間は2024年2月1日午後4時から2025年2月1日午後4時です(中途加入の補償開始日は異なります。)

10.このパンフレットは、医師賠償責任保険、医療施設賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款)、医療施設機械補償保険、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険、サイバーリスク保険、医療事故調査費用保険、医療機関向け役員賠償責任保険の概要をご紹介したもので、詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡しいたします。保険契約によりますが、この不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。ご加入を申し込みされる方と被保険者が異なる場合には、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。現金・小切手運送保険のご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

11.現金・小切手運送保険につきましては「テロ危険免責特別約款」、医療施設機械補償保険につきましては保険金額が10億円以上の場合に「テロ危険不担保特約条項」を付帯してお引き受けすることになります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

12.加入者票:加入者票が届くまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1ヵ月経過しても加入者票が届かない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社までご照会ください。加入者票が届きましたら、加入内容が正しいかご確認ください。よろしくお願いします。

13.重大事由による解除について  
以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払

わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合  
・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった

## ◆もしも事故が起きたときは

■医師賠償責任保険、医療従事者包括賠償責任保険の場合

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、事故発見の日時、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができます。

■医療施設賠償責任保険、産業医等活動保険(賠償責任保険普通保険約款+嘱託医業務特別約款)、介護サービス事業者賠償責任保険、環境汚染賠償責任保険の場合

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または理由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができます。

■サイバーリスク保険の場合

〈右記の6つの費用:サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができます。

■医療機関向け役員賠償責任保険の場合

〈右記の6つの費用:サイバー攻撃対応費用、原因・被害範囲調査費用、相談費用、コンピュータシステム復旧費用、その他事故対応費用、再発防止費用〉  
ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または理由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができます。

〈緊急対応費用〉

サイバー攻撃が疑われる突発的な事象を被保険者が最初に発見した日の翌日から30日以内、かつ、被保険者が費用負担する(支払が未済であっても業者に発注・依頼済みの場合は含みます。)よりも前に、弊社(緊急時ホットラインサービス(P.17ご参照)を含みます。)にご連絡ください。ご連絡がない場合は、発見日の翌日から30日以内に生じた費用のみ補償対象となります。なお、保険金請求にあたっては、サイバー攻撃が疑われる突発的な事象の発生を客観的に示す情報のご提出が必要になります。

〈上記7つの費用以外〉

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または理由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面で代理店または保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができます。

■医療機関向け役員賠償責任保険の場合

対象事由が発生した場合は、遅滞なく、被保険者が最初にその対象事由を知った時の状況、対象事由の内容およびその対象事由の原因となる事実および行為に関する情報、他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。

対象事由が発生するおそれのある状況(ただし、対象事由が発生することが合理的に予想される状況に限ります。)を知った場合は、遅滞なく、その状況および原因となる事実・行為について、発生日および関係者等その他の必要事項について、書面で代理店または引受保険会社にご連絡ください。

ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができます。

■医療施設機械補償保険の場合

損害が生じたことを知った場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができます。ご注意ください。保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書・損害見積書および復旧通知書をご提出いただく必要があります。

■医療事故調査費用保険の場合

ご契約者または被保険者が、医療事故の発生を知ったときは、遅滞なく、医療事故調査の対象となる医療事故発生の日時・場所および具体的な内容その他の必要事項について、書面でご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることができます。

■現金・小切手運送保険の場合

遅滞なく警察署、郵便局、各金融機関等への届出を行い、事故に関する証明の取得を行ってください。また、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご通知ください。必要な手続きについてご説明およびご相談させていただきます。

●保険金請求の際のご注意(医療施設機械補償保険、現金・小切手運送保険、医療事故調査費用保険を除きます)

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被保険者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被保険者に弁済をした金額または被保険者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被保険者が被保険者への保険金支払を承認していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被保険者に対して直接、保険金を支払う場合

●保険金請求権には時効(3年)がございますのでご注意ください。

## ◆示談交渉サービスはございません

この保険には、賠償事故の際に保険会社が被保険者の方との示談交渉を行なう「示談交渉サービス」はございません。事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで、被保険者側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。